

婦人の地位

情報 NO.3

平等・発展・平和を

めざす婦人の10年

1976-1985

も く じ

- I 婦人の政策決定参加を促進する特別活動の推進について
- II 若年定年制、結婚退職制等改善年次計画について
- III 国内ニュース
 - 1. 公職への婦人の参加
 - 2. 婦人関係行政の動き
- IV 国際ニュース
- V 参考資料

1977年 9月

労働省婦人少年局

Ⅰ 婦人の政策決定参加を促進する特別活動の推進について

1. 経 緯

本年2月に発表された婦人のための国内行動計画の前半期における重点実施事項として、婦人問題企画推進本部は、6月14日に開催された本部会議において、「婦人の政決定参加を促進する特別活動推進要綱」を決定した。

この特別活動は、国内行動計画の具体化の第一歩として、公職を始め、各分野の政策・方針の決定への婦人の参加を促進するとともに、婦人の役割に対する社会一般の理解増進や婦人の実力の涵養等の社会的気運の醸成を目的とするものである。

なお、昭和50年9月、国家公務員採用試験受験資格における男女平等が図られるよう、労働省婦人少年局長から人事院任用局長に対して文書で依頼を行った。また、昭和51年7月、審議会等委員への婦人候補者の推せん方について、労働省婦人少年局長から関係労使団体に対して文書で依頼を行っている。

2. 婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱

昭和52年6月14日
婦人問題企画推進本部決定

第1 目 的

国内行動計画前半期の重点実施事項として、公職を始め、各分野の政策・方針等の決定への婦人の参加を促進するとともに、拡大する婦人の役割に対する社会一般の理解増進、婦人の実力の涵養等社会的気運を醸成することを目的とする特別活動を推進する。

第2 主唱及び推進の主体

婦人問題企画推進本部が主唱し、各省庁がこの活動を推進する。

第3 協力を求める機関、団体

人事院、会計検査院、最高裁判所、衆議院、参議院

公社・公団・事業団等、地方公共団体、教育・研究機関、政党、労働組合、使用者団体、婦人団体、青少年団体、職能団体、農林漁業団体、医療保健団体、福祉団体、地域団体、消費者団体、国際的機関・団体、報道機関等

第4 活動方針

1 行政への婦人の参画の拡大

国の行政への婦人の参画を拡大するため、政府部内で次の事項を推進する。

(1) 審議会等委員への婦人の登用

ア 国（中央及び地方支分部局）の審議会等委員に婦人を積極的に登用し、まず政府全体として10%程度への引上げをめざすこと（婦人委員の割合は中央段階で現在約3%）。

特に婦人の委員のいない審議会等への重点的配慮

イ 関係機関・団体の推薦によるものについて、婦人の適任者の推薦方の依頼

(2) 各種委員等への婦人の登用

人権擁護委員、民生委員等法律等に基づいて任命・委嘱され、地域において公務の遂行にあたる委員等への婦人の積極的登用及び婦人の公的活動への援助

(3) 女子の公務員の採用、登用及び能力開発

ア 女子の公務員の採用、登用及び職域の拡大並びに研修・訓練の機会の積極的活用による能力の開発

特に女子が基幹労働力となっている職場における重点的配慮

イ 試験区分中女子の受験を制限している職種の見直し

(4) 各種懇談会、公聴会等への婦人の参加の促進

(5) 国際会議等への婦人の適任者の積極的派遣

2 公的機関への協力要請

地方公共団体その他の公的機関に対して、次の事項に関する協力方を要請する。

- (1) 審議会・委員会等の委員及び任命・委嘱により公務の遂行にあたる委員等への婦人の積極的登用
- (2) 女子の公務員、職員の採用、登用及び職域の拡大並びに積極的能力開発
- (3) 地域の諸計画への婦人の参加の促進

3 社会的気運の醸成

政策・方針等の決定への婦人の参加を助長する社会的気運をつくり、その基盤となる婦人の資質向上と諸活動の活発化を促す。

- (1) 民間諸機関・団体に対する協力要請

ア 各機関・団体における政策・方針等の決定への婦人の参加の促進

イ 婦人の採用、登用及び職域の拡大並びに積極的能力開発

ウ 調査、広報、教育訓練その他本活動の趣旨に沿った自主的活動

- (2) 啓発広報活動

各種啓発活動、広報媒体の活用その他広範な機会をとらえた本活動の趣旨の浸透及び婦人の新しい役割、社会的活動等に関する理解の増進

(3) 教育訓練等

婦人の社会的知識、企画運営能力、リーダーシップ等を助長する各種の教育訓練への参加の促進及び自主的学習活動の奨励

(4) 自主的活動の促進

社会福祉、社会教育、地域保健、生活改善、環境改善、消費者運動等社会生活の向上のための自主的活動の活発化と婦人の参加の奨励

4 調査研究の実施

婦人の政策決定参加に関連する調査、研究及び定期報告並びに内外の情報資料の収集、整備及び提供を行う。

(参 考) 婦人の政策決定参加状況

国 会 議 員	3.1 %	{ 衆院 1.4 % 参院 6.8 % (5 2)	注 1
審 議 会 委 員	2.8 %	(5 2 4.1)	注 2
管 理 的 公 務 員	0.9 %	(5 0.1 0)	注 3
地 方 議 会 議 員	1.0 %	(5 1.1 2)	注 4
民 間 管 理 職	8.8 %	(5 0.1 0)	注 3

注 1 定数に対する婦人議員数の割合

注 2 総理府調べ

注 3 昭和 5 0 年国勢調査

注 4 自治省選挙部調べ

Ⅱ 若年定年制、結婚退職制等改善年次計画について

労働省婦人少年局は、昨秋の婦人少年問題審議会の「雇用における男女の機会の均等と待遇の平等の促進に関する建議」及び本年 2 月に策定された国内行動計画に基づいて、合理的理由なく、定年年令に男女差を設ける制度及び結婚・妊娠・出産退職制等女子のみに適用される退職制度の解消をめざして次の年次計画を策定し、婦人少年室を中心に、労使を対象として積極的な指導を進めてゆくこととしている。

若年定年制、結婚退職制等改善年次計画

労働省婦人少年局

昭和 5 2 年 6 月

1 年次計画のねらい

わが国においては、法の下での男女平等が憲法で定める基本的原理として保障されており、また、今日、多くの婦人が職場に進出し、経済社会に大きな役割を果たしている。

しかし、職場には、依然として男女の不平等が存在しており、雇用における条件整備の必要とそ

3. 判例紹介

「かあちやん漁師」の権利が認められる（地裁小倉）

男性だけを正組合員として認め、女性の加入を拒んでいた北九州市門司区柄杓田漁協を相手取って22人の「かあちやん漁師」が起こしていた組合員地位確認請求訴訟で、福岡地裁小倉支部は7月27日、原告の主張を全面的に受け入れ水産業協同組合法は一定の資格を有する者に対し、組合加入の自由を保障しており、拒否は理由がない。」として女性の組合加入承諾を同漁協に命じた。

この判決を受けて、同漁協では早速22人の組合員資格を認めるとともに、その他の「かあちやん漁師」に対しても組合への加入申込みを受け付けることとなつた。

この年次計画は、これらを受けて、合理的理由なく定年年齢に男女の差を設ける制度及び結婚・妊娠・出産退職制等女子のみに適用される退職制度等の差別的制度の解消のために策定するものである。これは、昭和52年度を初年度とする5か年の年次計画であり、広く労使をはじめ一般国民に指針を示すとともに、行政推進の目途となるものである。

計画期間を通して、広く労使にこれらの差別的制度の解消について行政指導を行うこととするが、特に年次別に以下を重点的に行う。

表1 企業規模、定年制の有無及び決め方別企業の割合

(注) ()内の数字は定年制を定めている企業を100とした割合である。
企業規模30人以上を対象としている。

(2) 昭和53、54年度においては、男女別定年制のうち、女子の定年年齢が40歳未満のもの及び結婚・妊娠・出産退職制等の解消をはかる。

(3) 昭和55、56年度においては、男女別定年制のうち、女子の定年年齢が55歳未満のものの解消を図る。

1 若年定年制等の状況

「雇用管理調査」（労働省・昭和51年）によると定年制を定めている企業74.1%のうち定年年令を男女別に定めている企業が23.5%あり、そのうち女子の定年年令を40才未満としている企業は5.6%、40才以上55才未満の企業は63.0%である。

また、「女子の雇用管理に関する実態調査」(労働省婦人少年局・昭和49年)によると、結婚・妊娠・出産退職制等女子のみに適用される退職制度のある事業所は7.9%となっている。

〔男 子〕										〔例〕	
区 分		54才 未満	55才	56才	57才	58才	59才	60才	61— 64才	65才 以上	
計	1000	0.4	39.0	65	82	46	0.6	35.9	0.2	2.1	0.4
	0.4	60.9					38.6				

(女子)												例	
区 分		35才未満	36~40才	41~45才	46~50才	51~54才	55才	56~59才	60才	61才以上			
計	1000	8.4	0.2	4.9	0.6	15.5	2.4	32.4	3.0	25.6	3.7	1.0	1.0
		3.6		63.0				21.3					

区 分	定年制を定めている				一律に定めている				男女別に定めている				職業の種類別に定めている				そ の 他			
	計	労働協約	就業規則	慣行	計	労働協約	就業規則	慣行	計	労働協約	就業規則	慣行	計	労働協約	就業規則	慣行	計	労働協約	就業規則	慣行
計	1000	173	897	15	1000	159	909	09	1000	195	867	21	1000	241	951	17	1000	131	720	371
5,000人以上	1000	661	731	-	1000	750	625	-	1000	436	1000	-	1000	556	889	-	1000	333	1000	-
1,000~4,999人	1000	450	836	05	1000	492	772	06	1000	396	918	04	1000	333	889	-	1000	563	938	-
300~999人	1000	355	860	12	1000	374	842	09	1000	325	865	-	1000	334	940	-	1000	323	1000	313
100~299人	1000	210	884	13	1000	200	876	04	1000	211	892	28	1000	373	931	-	1000	-	-	-
30~99人	1000	102	916	18	1000	88	943	11	1000	137	843	22	1000	140	966	32	1000	-	562	438

- 3 -

Ⅲ 国 内 ニ ュ ー ス

1 公職への婦人の参加

(1) 参議院議員選挙の結果婦人議員数は2名減

第11回参議院議員選挙の投票が昭和52年7月10日に行われ、婦人議員は、全国区6名、地方区2名の計8名が当選した。

今回の選挙の特徴としては、婦人候補者数がこれまでの参議院選挙で最高の36名を数えたのを始め、婦人を代表とする確認団体の誕生、婦人団体等の選挙に向けての活動の活発化等が見られたが、婦人議員数は改選前より2名減という結果になった。

なお、当選者は、全国区で、石本茂（自民）、志村愛子（安西愛子、自民）、林寛子（扇千景、自民）、田中寿美子（社会）、柏原ヤス（公明）下田京子（共産）、地方区で、沓脱タケ子（大阪・共産）、渡辺通子（兵庫・公明）の各氏である。

(2) 昭和51年度国家公務員試験における女子の採用について

昭和51年度国家公務員試験における女子の試験区分別採用等の状況は下表のとおりであるが、上級職については、前年と比べると合格者、採用者ともに増加している。

区 分		昭和50年度 総数に対する 女子の割合	昭和51年度 総数に対する 女子の割合
上 級 (甲)	申込者	4.8%	4.8%
	合格者	2.8	4.0
	採用者	2.2	3.8
上 級 (乙)	申込者	10.7	10.1
	合格者	6.9	16.0
	採用者	5.7	8.6
中 級	申込者	20.1	20.7
	合格者	13.1	15.2
	採用者	9.6	調査中
初 級	申込者	43.1	42.3
	合格者	31.1	31.2
	採用者	25.7	調査中

（人事院任用局企画課調べ）

(3) 審議会等委員への婦人の登用

昭和52年4月1日現在、中央における審議会総数（同日現在委員が任命されていない審議会を除く）231のうち、婦人委員のいる審議会数は77、婦人委員数は151名で、委員総数の2.8%を占めている。委員総数に対して婦人委員の占める割合は、昭和51年6月30日現在に比べると0.2%増加している。

なお、昭和52年5月17日付で、運輸技術審議会委員に石原一子氏、気象審議会専門委員に波多野ミキ氏が任命された。婦人では初めてである。

(4) 大阪市議会議長に婦人

大阪市議会は、昭和52年6月3日、本会議において議長に福岡たづ氏（66才・自民）を選出した。婦人議長は大阪市議会では初めて、指定都市では京都市議会に次いで二人目である。

2 婦人関係行政の動き

(1) 寡婦等に訓練手当を支給

母子家庭の母親に対し、労働省では従来から就職の相談、内職の相談等を行ってきたが、昭和52年4月18日付けで雇用対策法施行規則の一部が改正され、公共職業訓練施設で職業訓練を受ける母子家庭の母親のうち一定の条件にある者には、訓練期間中の生活を保障するため、平均月額約6,800円の訓練手当が支給されることとなった。

(2) 国立婦人教育会館設置

第80回通常国会で文部省設置法の一部改正法案が成立し、文部省の付属機関として国立婦人教育会館が設置されることとなった。

この会館は、婦人教育のリーダー及び婦人教育関係者の研修・交流・情報提供等の事業を行うことになっており、一部事業は今秋から開始される。

なお、7月1日付で初代館長に縫田暎子氏が

任命された。

(3) 都道府県における婦人関係行政の窓口の設置について

国内行動計画の策定を契機に、各都道府県に

においても婦人関係行政の総合的な窓口の設置が検討されており、既に北海道、埼玉、東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫等では窓口の整備等が行われた。

IV 国 際 ニ ュ ー ス

1 「婦人に対する差別撤廃条約」国連経済社会理事会で採択

国連婦人の地位委員会は、その第26会期(1976年9月)及び再開第26会期(1976年12月)において、「婦人に対する差別撤廃条約案」を作成、採択し、同条約案を経済社会理事会に付託していたが、1977年4月～5月、ニューヨークに於いて開催された第62回国連経済社会理事会は、本条約案を採択し、国連総会に付託することを決議した。なお、第32回国連総会は、本年9月ニューヨークに於いて開催され、本条約案を審議することとなっている。

2 ILO総会における「看護職員の雇用及び労働生活条件に関する条約」及び「同勧告」の採択

1977年6月1日からジュネーブに於いて開催されていた第63回ILO総会は、6月21日、「看護職員の雇用及び労働生活条件に関する条約」及び「同勧告」を採択した。

条約は8条から成っており、第6条には労働時間、週休、年次有給休暇、教育休暇、出産休暇、病気休暇、社会保障に関して、当該国の他の労働

者と少なくとも同等な条件を享有するという原則を示している。一方、勧告においては、1日当たりの正規の労働時間は8時間をこえるべきではなく、また、年次有給休暇は4週間を実現するよう「速やかに前向きに努力」するよう勧告している。

3 昭和52年度婦人関係行政セミナーの実施

昭和52年度婦人関係行政セミナーは、52年10月27日(木)から11月30日(水)まで東京と愛知で実施される。本セミナーは44年度から実施されており、本年は第9回に当たる。参加予定者は約10名である。

本セミナーは、開発途上諸国の行政機関において、婦人関係行政を担当する者に対して、我が国の婦人関係行政の現状並びに実情を紹介し、婦人問題に関する研修を行うことにより、これら諸国の婦人関係行政の発展に寄与することを目的としている。また、研修内容は、我が国における婦人問題の実情と対策について、それぞれの問題ごとに講義・討論及び婦人行政関係機関、施設、事業所等の説明を見学に加え、参加者提出のレポートに基づく発表と討論による比較研究となっている。

時の話題

○昭和52年6月12日、米国サウスカロライナ州で開催された1977年度全米女子プロゴルフ選手権で、樋口久子氏が優勝した。全米のゴルフ選手権で日本人が優勝したのは男女を通じて初めてである。

○6月末に開かれた第7回国際赤十字映画祭で、宮城まり子氏が製作、監督、主演した肢体不自由

由児施設「ねむの木学園」を描いた映画「ねむの木の詩がきこえる」が特別優秀賞を受賞した。日本人では初めてである。

第2回日本婦人問題会議のお知らせ

1 趣 旨

国際婦人年の目標を達成するため策定された我が国の「国内行動計画」に基づき、個人、団体等における婦人問題に関する調査、研究、実践等の自発的活動を促すことを目的として、「日本婦人問題会議」を開催する。

2 名 称 日本婦人問題会議

3 主 題 男女平等と社会慣習

4 主 催 労働省

5 後 援 日本国際連合協会、日本放送協会、日本新聞協会、日本民間放送連盟、婦人少年協会

6 期 日 昭和52年11月2日(水)

7 開催場所 東京 (サンケイ会館)

8 会議の構成 活動事例の発表、活動経験の交流、シンポジウム

9 その他 会議は公開とする。

婦人労働旬間 - 10月21日～31日 -

目 標 職場における男女平等をすすめる

男女平等と婦人の社会参加を促進することを基盤として策定された国内行動計画の具体的実現のために、職場における男女の平等について社会一般の認識を深め、関係労使の理解と協力を促す。

運動の重点

- ◎若年定年制、結婚退職制等差別的制度の改善
- ◎同一労働における男女同一賃金の徹底
- ◎婦人の就業分野の拡大

実施事項

(1) 労働省

- ◎報道機関を通じての広報活動

- ◎使用者に対する集団指導の実施
- ◎婦人労働者の職業意識の向上、能力の開発のための講習会の実施
- ◎相談業務の重点的な実施
- ◎会議の開催等による実情のは握と改善の促進

(2) 使用者

- ◎婦人労働者の雇用管理について自主点検の実施と改善
- ◎婦人労働者の能力の開発

(3) 労働者

- ◎婦人労働の現状の認識と改善の促進
- ◎婦人労働者の能力の開発と職業意識の高揚

V 参 考 資 料

本号では婦人の政策決定参加を促進する特別活動に関連のある資料を掲載した。

第1表 企業規模、昇進、昇格の有無及び女子に昇進昇格をさせない理由別事業所数及び性別役職者数の割合

分 区	計	(M-A)					(M-A)					(例)		
		役員を したことがある	役員を したことがない	役員を したことがない理由 (ない→100)	役員を したことがない理由 (ない→100)	役員を したことがない理由 (ない→100)	役員を したことがない理由 (ない→100)	役員を したことがない理由 (ない→100)	役員を したことがない理由 (ない→100)	役員を したことがない理由 (ない→100)	役員を したことがない理由 (ない→100)	役員を したことがない理由 (ない→100)	役員を したことがない理由 (ない→100)	役員を したことがない理由 (ない→100)
計	100.0	61.4	34.7	25.0	20.0	18.4	18.4	27.8	100.0	73.0	7.0			

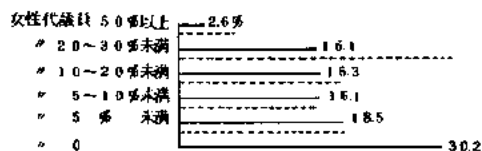
〔昭和49年 労働省婦人少年局「女子の雇用管理に関する実態調査」〕

第4表 地域団体等の役員経験の有無別役員受託意思

区 分	総 数	役員をしたことがある					役員をしたことがない				
		計	引 受 ける	引 受 け ない	引 受 け ない理由 (ない→100)	引 受 け ない理由 (ない→100)	計	引 受 ける	引 受 け ない	引 受 け ない理由 (ない→100)	引 受 け ない理由 (ない→100)
都市団地 (1,161人)	100.0	31.1	11.0	12.5	68	0.8	68.9	11.4	30.2	26.0	1.3
農 村 (1,276人)	100.0	50.0	16.9	17.7	11.5	1.9	50.0	13.5	17.9	17.6	1.0

〔昭和48年 労働省婦人少年局「婦人の地位に関する実態調査」〕

第2表 女性議員の割合別労働組合



〔昭和48年 婦人に関する諸問題調査会議「婦人の諸問題に関する労働幹部の意識調査」〕

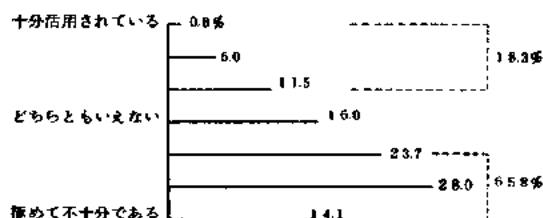
〔注〕-----は女子組合員の割合が50%以上の組合

第5表 地方自治体が発行する広報紙の読書状況

区 分	総 数	(単位：%)				
		いつも読む	ときどき読む	ほとんど読まない	その他	不明
都市団地 (1,161人)	100.0	73.4	24.3	1.9	0.1	0.2
農 村 (1,276人)	100.0	58.0	37.7	8.0	1.3	—

〔昭和48年 労働省婦人少年局「婦人の地位に関する実態調査」〕

第3表 女子組合員の意欲と能力は組合活動に十分活用されているか



〔昭和48年 婦人に関する諸問題調査会議「婦人の諸問題に関する労働幹部の意識調査」〕